

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省27-44)

| 施策目標 | | 44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する | | | | | | 担当部局名 | 官庁営繕部 | | 作成責任者名 | 計画課長 住田 浩典 | | |
|---|--------------------------|--|--------------------|---------------|----------------------------|---|---------------------|---------------------------------------|-----------|------------|--------------------------------|--|---------|------|
| 施策目標の概要及び達成すべき目標 | | 行政等のサービス提供の場として、国民の生活や経済社会活動を支えている官庁施設について、環境等に配慮した便利で安全なものとなるよう、効率的に整備・保全を推進する。 | | | | | | 施策目標の評価結果 | ③相当程度進展あり | 政策体系上の位置付け | 13 官庁施設の利便性、安全性等の向上 | 政策評価実施予定時期 | 平成29年8月 | |
| 業績指標等 | | 初期値 | 実績値 | | | | | 評価結果 | 目標値 | 目標年度 | 業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等 | | | |
| | | | 目標値 設定年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | | | | | | | 26年度 |
| 165 官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(耐震対策) | | 83% | 平成23年度 | 81% | 83% | 86% | 88% | 89% | B | 95% | 平成28年度 | 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合について、95%を平成28年度の目標値とした。 | | |
| 166 保全状態の良い官庁施設の割合等(①保全状態の良い官庁施設の割合) | | 48% | 平成23年度 | 41.2% | 48.1% | 52.8% | 58.0% | 60.3% | A | 60% | 平成28年度 | 評点の平均点が80点以上の施設は、良好に保全されている施設であり、質の高い保全指導が必要とされる。保全指導の強化と着実な進展を図るため、60%を平成28年度の目標値とした。 | | |
| 166-② (②官庁営繕関係基準類等の策定事項数) | | 25事項 | 平成23年度 | 23事項 | 25事項 | 38事項 | 44事項 | 46事項 | A | 50事項 | 平成28年度 | 「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」(平成18年7月20日社会資本整備審議会建築分科会)の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等について、基準等の策定や既存基準等の改定に際し事項の追加等を行い、基準等の策定事項数50事項を平成28年度の目標値とした。 | | |
| 達成手段 (開始年度) | 27年度 行政事業レビュー 事業番号 | 予算額計(執行額) | | | 27年度 当初 予算額 (百万円) | 達成手段の概要 | 関連する 業績指標 等番号 | 達成手段の目標(27年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム) | | | | | | |
| | | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | | | | | | | | | | |
| (1) 官庁営繕費 (昭和26年度) | 0464 | 13,902 (13,384) | 24,605 (20,951) | 23,203 | 17,726 | 耐震性能の不足等により、大規模地震時に来訪者等の人命に危険が及ぶ施設や災害時の活動拠点としての機能の発揮に問題がある施設に加え、外壁落下や建物内への漏水等の不具合が生じたり業務量の増大等に伴い著しく狭隘となるなど、行政サービス提供の場として重大な支障が生じている施設について、耐震性能等の必要な性能を確保できるよう、改修や建替えを実施している。建替えに当たっては改修との経済比較を行った上で事業を実施することとしている。事業の実施において、国は施設の企画や整備水準の設定、工事の発注・監督・検査等を行い、設計や工事の施工については民間事業者が行っている。 | 165 | - | | | | | | |
| (2) 官庁施設の適正な保全等の推進に必要な経費 (平成18年度) | 0465 | 111 (107) | 109 (102) | 103 | 128 | 大臣官房官庁営繕部においては、適正な水準を有する官庁施設の整備及び適正な保全、整備プロセスにおける透明性や効率性の確保に向けて、各種技術基準やマニュアル類を作成している。本事業では地球環境の保全や安全・安心の確保等新たな行政ニーズを的確に施策に反映するために、各種技術基準やマニュアル類の制定や改定を行う必要があることから、そのために必要な与条件整理、データの収集・分析等を随時行っている。 | 166 | - | | | | | | |
| 施策の予算額・執行額 | | 42,515 (20,421) | 35,734 (21,533) | 29,648 | 17,854 | 施策に係る内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの) | なし | | | | | | | |